

飯島賢二の

やさしく解決!

第10回



株式会社 飯島 綜研  
代表取締役 飯島 賢二

# 難問道場

**Q** 今年、商法が大改正されると聞きました。どのような内容でしょうか。是非、教えてください。

**A**

平成17年の改正案（会社法制の現代化に関する要綱案～通称「会社法」）、私なりの言葉で、いくつかの改正ポイントをお話しましょう。

今回の改正は、従来、「商法第2編」、「有限会社法」、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」等のそれぞれの規定がありましたが、これを「会社法」（仮称）として1つの法典にまとめ、分かりやすく再編するところから始まります。

まず、有限会社、株式会社の最低資本金制度が廃止されます。有限会社という区分はなくなり、株式会社に統一されます。現在の会社法では、会社の類型として合名・合資・有限・株式の4分類ですが、定款自治による組合的規律に基づく新たな会社組織「合同会社」（日本版LLC・LLP～有限責任事業組合）の新設が認められます。

株式の譲渡制限を設けている中小会社については、取締役会、監査役等は設置しなくてもよくなり、取締役は1人でも可、財務の公告は不要としてもよくなります。

また、会社設立のスピード化のため、発起設立時の銀行等の払込保管証明は不要となりました。同様に、同一市町村管轄内法務局へ

の届出条項も簡素化傾向になり、類似商号規定も変更になります。支店登記の簡素化も、ありがたい改正といえるかもしれません。

更に企業再編、(MBO～マネジメント・バイ・アウト)、不動産の証券化、M&A等を円滑に促進するため、事後設立につき検査役（公認会計士、税理士等）の調査制度の廃止、金融債権の現物出資（DES～デット・エクイティ・スワップ）の検査役調査が不要となり、一部種類の株式についての譲渡制限が可能、非公開会社の自己株式の機動的取得が可能となります。簡易組織再編制度、略式組織再編制度の創設等、企業の、よりダイナミックな再編、再生を法的にも支援する思想が盛り込まれました。

上記以外にも、まだ多くの重要な改正案が盛り込まれています。法律の改正であるゆえ、正確な情報を自分なりに、しっかり身につけて頂きたいと思います。

